

定期報告の対象となる建築物等

定期報告の対象建築物等については、下記の定期報告対象建築物等一覧表をご確認ください。また、建築基準法改正に伴い、表中の①～⑤が新たに定期報告の対象として追加されました。

○定期対象建築物等一覧表

用途	政令及び市細則による指定規模等	報告間隔	報告時期
特殊建築物等	劇場、映画館又は演芸場	2年	検査済証の交付を受けた日の属する月から起算して報告間隔を超えない9月
	観覧場(屋外観覧席のものを除く。) 公会堂又は集会場		
	病院又は診療所 (患者の収容施設があるものに限る。)		
	旅館又はホテル		
	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗		
	①児童福祉施設等 (高齢者等の就寝の用に供するものに限る。)		
②下宿、共同住宅、寄宿舎等 (高齢者等の就寝の用に供するものに限る。)			
③体育館(学校に付属するものを除く。)			
④博物館、美術館、図書館、ボート場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場			
事務所その他これらに類するもの			
防火設備	定期報告対象建築物 (市細則指定建築物を含む。)	1年	検査済証の交付を受けた日以降の9月
	⑤病院、診療所又は高齢者等の就寝の用に供する施設(200㎡以上)		
昇降機等	エレベーター(労働基準法対象のエレベーター及びホームエレベーターを除く。)	1年	検査済証交付月
	エスカレーター		
	小荷物専用昇降機		
	遊戯施設等(観光用エレベーター及びエスカレーターを含む。)		

(注意)

- 1 F ≥ 3階、F ≥ 5階、地階若しくはF ≥ 3階とはそれぞれ3階以上の階、5階以上の階、地下若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいいます。
- 2 Aはその用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- 3 新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後の時期については報告する必要はありません。(初回免除)